

令和3年 No.31

○国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

随意契約に係る公募型企画競争による契約について明確にするため、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年5月7日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規則第21号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：随意契約に係る公募型企画競争による契約について明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
<p>第4章 随意契約 (会計規程第31条第1項第1号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第25条 会計規程第31条第1項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合とする。</p> <p>(1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。 (2) 運送又は保管をさせるとき。 (3) 削除 (4) 外国で契約をするとき。 (5) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作できない物件を製作するとき。 (6) 特定の販売業者以外からは購入することができない物件を買入れるとき。 (7) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。 (会計規程第31条第1項第3号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第26条 会計規程第31条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合とする。</p> <p>(1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。 (2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入業者以外の者に施行させることが困難又は不利であるとき。 (3) 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。 (4) 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。 (会計規程第31条第1項第4号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第27条 会計規程第31条第1項第4号に規定する別に定める基準額は、500万円とする。 (会計規程第31条第1項第5号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p><u>第27条の2 会計規程第31条第1項第5号に規定する業務運営上特に必要があるときは、公募して企画書、設計図書等を提出させて契約する場合とする。</u></p>	<p>第4章 随意契約 (会計規程第31条第1項第1号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第25条 会計規程第31条第1項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次の各号の<u>1</u>に該当する場合とする。</p> <p>(1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。 (2) 運送又は保管をさせるとき。 (3) 削除 (4) 外国で契約をするとき。 (5) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作できない物件を製作するとき。 (6) 特定の販売業者以外からは購入することができない物件を買入れるとき。 (7) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。 (会計規程第31条第1項第3号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第26条 会計規程第31条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の<u>1</u>に該当する場合とする。</p> <p>(1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。 (2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入業者以外の者に施行させることが困難又は不利であるとき。 (3) 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。 (4) 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。 (会計規程第31条第1項第4号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第27条 会計規程第31条第1項第4号に規定する別に定める基準額は、500万円とする。</p>

(入札者がないとき等の随意契約)

第28条 契約担当役等は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

2 契約担当役等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

[省略]

附 則

この規則は、令和3年5月7日から施行する。

(入札者がないとき等の随意契約)

第28条 契約担当役等は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

2 契約担当役等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

[省略]